

議第101号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年 3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第91条第 6 項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成24年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	彦根市	24,440,000	2,742,000	21,698,000
	近江八幡市	8,750,000	1,000,000	9,750,000
	草津市	32,165,000	4,937,000	37,102,000
	守山市	2,045,000	387,000	1,658,000
	栗東市	2,520,000	176,000	2,344,000
	甲賀市	48,609,000	8,396,000	57,005,000
	野洲市	1,125,000	153,000	972,000
	湖南市	14,814,000	6,381,000	21,195,000
	高島市	8,782,000	2,262,000	11,044,000
	計	143,250,000	19,518,000	162,768,000
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	2,074,000	2,454,000	4,528,000
	長浜市	80,393,000	11,217,000	91,610,000
	近江八幡市	3,377,000	210,000	3,587,000
	湖南市	4,957,000	492,000	4,465,000
	東近江市	18,863,000	10,085,000	28,948,000
	米原市	17,253,000	1,099,000	18,352,000
	計	126,917,000	24,573,000	151,490,000
県営農道整備事業	湖南市	5,031,000	3,960,000	1,071,000

事業名	関係市名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	計	5,031,000	3,960,000	1,071,000
県営中山間地域総合整備事業	彦根市	4,290,000	655,000	3,635,000
	甲賀市	14,700,000	1,209,000	13,491,000
	東近江市	4,016,000	4,934,000	8,950,000
	計	23,006,000	3,070,000	26,076,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	6,500,000	20,246,000	26,746,000
	計	6,500,000	20,246,000	26,746,000
県営農地防災事業	彦根市	11,000,000	2,006,000	13,006,000
	近江八幡市	3,500,000	700,000	4,200,000
	甲賀市	16,950,000	1,600,000	15,350,000
	東近江市	12,493,000	837,000	11,656,000
	米原市	2,400,000	1,200,000	3,600,000
	計	46,343,000	1,469,000	47,812,000

ただし、関係市の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成24年10月12日議決の「県が行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて(議第148号)」の金額を改めようとするものである。